

第三章 参加と責任のシステム

112

1 民主政の舞台を訪ねて

アレオパゴス

パルテノン神殿をあとにして、古代民主政のドラマが繰り広げられた遺跡の数々を訪ねてみよう。

アクロポリスの入場口を出てすぐ北側に見えるのは、やや赤みを帯びた大きな岩塊である。アレオパゴスの丘だ。エフィアルテスの改革まで貴族の長老会として権勢を振るつたアレオパゴス評議会は、ここで開かれていた。

岩に刻まれたすべりやすい石段を登ると、すぐ頂上部に出る。わずかに西に傾斜したそのスペースは、おそらく数十人も集まれば一杯になるほどの狭さだ。実際に会議が開かれたのはこの頂上部ではなく、その北東麓のテラス状の土地であるとする学説も有力であるが、どちらにせよかつて広い空間とは言いがたい。なるほど少数者が

支配する貴族政の牙城にふさわしい場所である。

はるかのちに聖パウロが訪れて福音を説いたというこの丘は、現在むしろキリスト教徒の聖地として有名で、巡礼者たちの姿が絶えない。一七世紀にはアイヨス・ジオニシオス・アレオパギティス教会が丘のすぐ下に建てられたが、いまは廃寺となっている。ましてアレオパゴス評議会の遺構らしきものはほとんど残っていない。

丘のうえからはアゴラ跡をすぐ北側に見下ろすことができる。アレオパゴスの丘が貴族政のシンボルならば、アゴラは民主政の中枢であつた。アレオパゴス評議会はアゴラに集う民衆を眼下に威圧的に見すえる位置にあつたわけで、このごつごつした岩塊は人々に伝統的支配の権威をいやとうなく見せつけていたのだろう。エフィアルテスの改革はこの権威に挑戦し、それを無力化することに成功したのである。



アレオパゴスの丘

ピニクスの丘へ

アテネの政治の中心は、ミケーネ時代の王宮があつ



ピニクスの丘。民会議場全景
写真）

たというアクロポリスの丘から、アレオパゴス、そしてアゴラへと、丘の頂から麓に向かつて移動したことになる。ついで民主政はもう一つの舞台を、市域西方の小高い場所に見いだした。それが本書の冒頭にも書いたピニクスの丘の民会議場である（上写真）。

ピニクスの丘は、アレオパゴスの丘からさほど遠くない距離に望むことができる。つぎは民主政のシンボルであるこの民会の遺跡を見に行くことにしよう。アクロポリス入場口を出てアレオパゴスとは反対方向に降りて行くと、広い自動車道路に出る。

それを渡った向こう側の、静かなオリーブ林が目指すピニクスの丘だ。

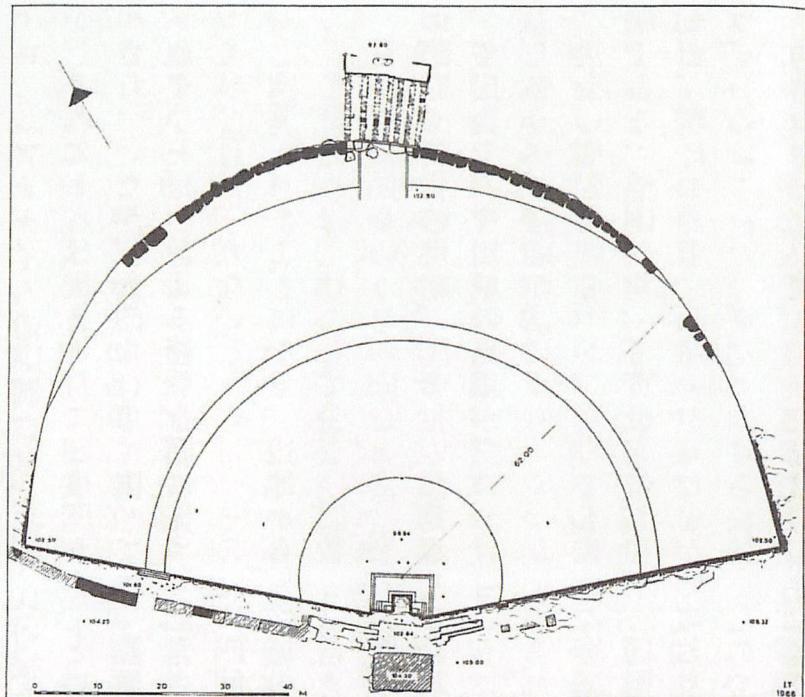
民会議場は、岩盤を刻んで作られた露天の集会場である。演壇を要の位置において聴衆席が扇形に拡がっており、その面積は五五五〇平方メートルほど、収容人員一萬三八〇〇人と見積もられている。この広さと、さきほど見たアレオパゴス頂上部の狭苦しさとの差異は、そのまま民主政と貴族政との参政権の範囲の差を象徴する。

演壇は階段状に石灰岩の岩盤を切つて作つたもので、階段中ほどの露台のようなスペースが発言者の立つた場所だ。そのうしろの四角い岩の用途はよくわかつていな。演壇の背後には切り立つた岩壁が左右に延びている。議長団はそのうえに設けられた石段か、あるいは演壇の周囲に並べた木のベンチに腰をかけていたらしい。入り口は一ヵ所だけ、演壇の反対側すなわち聴衆席の背後に作られた階段がそれである。

民会議場の遺跡は、一九三〇年から三七年にかけてアメリカ古典学会が大規模に発掘調査し、その全貌をあきらかにした。その成果によると、民会議場がここピニクスの丘にはじめて建設されたのは前四六〇年ごろ、すなわちエフイアルテスの改革直後のことだつたらしい。それまで民会はアゴラで開かれていたが、同改革によつて民会の役割が拡大したのにともない、より広くて静かな環境を求めてピニクスの丘に移されたのだ。

その後民会議場は、前四〇〇年ごろと前三四〇年ごろの二度にわたつて改修された。したがつてピニクス第Ⅰ期（前四六〇—前四〇〇年ごろ）、第Ⅱ期（前四〇〇—前三四〇年ごろ）、そして第Ⅲ期（前三四〇年以降）に時代区分される。現在の遺跡はこの第Ⅲ期のものだ。

アテネの民会については、デンマークの研究者M・H・ハンセンがきわめて精力的



民会議場平面図（第III期）。J・トラヴロス（1971）による

挙手ではなく無記名秘密投票によつて行なわれたことが確認されている。市民権を外国人に授与する決議とか、特定の個人を対象とした立法などの場合がそれである。前五世紀についてもある程度同様のことが推測される。事実、ピニクス第I期の民会議場の収容人員は、その面積からほぼ六〇〇〇人と推定されているから、重要な決議にはやはりこの程度の人数の参加が必要と見なされていたらしい。

民会はどれくらいの頻度で開かれていたのだろうか。前四世紀の末に書かれた伝アリスト

に研究を行ない、ようやくその姿が詳細に解明されつつある。ここでは主として彼の研究（一九八七年）を参照して叙述を進めてみよう。

民会

民会はアテネ民主政の最高議決機関である。市民はだれでもこの集会に参加し発言する権利をもち、一人一票の投票権行使した。在留外人・奴隸・女性には参政権がないが、他方市民権をもつ成年男子であれば、土地所有の有無、財産の多少にかかわらず、民会への出席・発言および投票の権利を平等に与えられていた。

市民の家に生まれた男子は満一八歳で市民として登録されたが、遅くとも前四世紀に入つてからは見習い市民として二〇歳になるまで軍事訓練を受けねばならず、その間は民会には出席できなかつた。前五世紀でも、一人前に民会で発言するにはやはり二〇歳を超えていなくてはならなかつたらしい。その他、たとえ市民身分であつてもなんらかの刑罰として公民権を停止している者、たとえば国家への負債を返済していない者などにも出席は許されなかつた。

民会には定足数規定のようなものがあつたのだろうか。前四世紀においては、特別に厳正を要する案件の決議には六〇〇〇人の定足数が必要とされ、しかもその採決は

テレス『アテナイ人の国制』は、同時代の民会運営について貴重な情報を提供するが、それによれば民会は月に四度開かれたという。アテネでは一般に普通の陰暦が採用されていたが、公的な行事に限つては、陰暦の一年（三五四日）を一〇等分しそれぞれをひと月と数える特殊な暦に従つて運営されていた。これを評議会暦という。よつてひと月は三五ないし三六日。その間に四回開かれるという民会は、つまり一年に四〇回開かれたことになる。辺地から遠い道のりを徒步で通つてくる市民たちもいたことを考えれば、けつして少ない回数とは言えない。

月四回の民会のうち一回は主要民会^{キヨリヤエクレジ}と呼ばれ、とくに重要な案件、たとえば国土の防衛や穀物の供給、国事犯の弾劾裁判の発議などが扱われる。また年に一度はこの主要民会で陶片追放の発議が受けつけられる。それ以外の民会についても、かならず話しあうべき議題が法によりいくつか定められていた。

民会の権限は幅広いが、もつとも重要な審議事項は、軍事行動の決定も含む外交問題である。他国に対する宣戦布告、和平・同盟条約の締結、外交使節の派遣、兵士の動員、艦隊の派遣、戦時の財政などがそのおもな内容であった。市民の日常的な関心は、つねにこれらの問題に向けられていたのである。ついで重要なのが、国家に対し功績のあつた人物に与える顕彰決議および外国人への市民権授与決議。たとえばア

テネが食糧危機に陥つたときに穀物供給に格段の努力を払つた人物などにはこの顕彰決議を行ない、黄金の栄冠を与えるとともにその決議を碑文に刻んで永くその名誉をたたえた。相手が外国人の場合には、ときに市民権授与をもつてこれに報いたのである。ローマとちがつて市民団の閉鎖性が極端に強いギリシアのポリスでは、よほどの功績がない限り外国人への市民権授与は認められず、それも民会での厳密な投票によつて決められたのである。

その他、すでにミルティアデスやペリクレスの裁判の場合に見たとおり、国事犯の弾劾裁判の手続きにおいても民会は重要な役割を果たし、ときみずから判決を下すなど、司法の領域においても重要な権限を保持していた。もとより、国の基本法の制定・改正も民会の重要な仕事であつたことは、言うまでもない。主たる諸制度の創設・改変もそれに含まれる。また將軍や財務官などの選挙も年に一度、この民会で行なう。

意外なのは、通常の国家財政や経済・教育をめぐる政策には、民会がほとんどタッチしなかつたことだ。財政は評議会にほぼ委ねられていた。ただし大規模な公共事業は、民会の決定をへなければならなかつた。市民の経済活動や教育にも、民会はあまり関心を払わない。近代市民が経済人^{ホモ・エコノミクス}であるとされるのに対し、政治にたずさわ

ることを本務としたポリス市民の真面目がここに見いだされるだろう。さて数千人が集まる民会において、めいめいの市民がその場で勝手に議題を提案したのでは、議事が混乱して何も決められぬであろうことは自明である。このような事態を予防するために、あらかじめ評議会が先議して議題として上程したことになれば、民会は決議を行なうことはできないという原則が確立されていた。これを先議の原則^{プロブレウシス}といふ。評議会は、これこれの問題について議論してほしいという議題の提起だけを民会に行なう場合もあれば、このようないな案ではどうかという決議案を積極的に動議する場合もあつた。いずれにせよ、最終的な決定は民会に委ねられている。民会は評議会提案をそのまま裁可する場合もあつたが、それを修正するか、あるいは完全にはねつけて独自の民会提案を可決することもあつた。現存の民会決議碑文を網羅的に分析したP・J・ローズの研究（一九七二年）によれば、評議会提案主導の決議と、民会提案主導の決議との数を比べた場合、ほぼ半数ずつだという。ところは、けつして民会は評議会提案をうのみにするだけの消極的な集会ではなく、実質上の最高決定機関として主体的に機能していたということになるのである。同じ民会でも、つねに元老院の風下に置かれていたローマの民会とは、この点で決定的にことなる。

評議会から回されてきた議題を上程するのは、議長団の役割である。評議会は各部族五〇人ずつ、計五〇〇人の評議員から成り立つ。この部族ごと計一〇のグループのそれぞれが、ひと月交替で当番評議員^{ブリュタネイス}を務める。前五世紀にはこの当番評議員が、同時に民会や評議会の議長団を兼ねた。しかし前四世紀には、おそらく議長団の買収を防止するためだろう、当番評議員以外の九部族の評議員から一人ずつ選ばれた九人の者（プロヘドロイ）が、その日一日だけ民会・評議会の議長団を務めた。

哲学者のソクラテスも、生涯にただ一度だけ当番評議員に選ばれ、民会の議長を務めた経験がある。彼はとりたてて政治的野心のある市民とは言えなかつたし、周知のとおり経済的には貧しい庶民の一人にすぎなかつたのだが、くじ運と本人の意志によつてはこのようにごく普通の市民でも民会議長のような大役を拝命することもあつたのだ。彼の議長としての働きぶりは、のちに見ることにしよう。

民会の一曰

さて民会が開かれる一日は、どのように始まつたのだろうか。

民会を招集するのは当番評議員の役目である。彼らは開会の四日まえ、アゴラにあらかじめ議事掲示板に民会の開会と議題とを公告する。市民たちはそれを見て、

となる問題について討論を交わすことができたのである。非常事態が発生したときには、緊急に民会が招集されることもある。当番評議員はあらゆる手段を用いて、一晩のうちにアッティカ全土に呼集をかけたことだろう。

開会前日になると、アゴラからプニユクスの丘に至るまでの区域で、すべての露店が撤去される。アゴラはたくさんの屋台が並ぶマーケットで、ここから聞こえてくる商人の呼び声に誘われてつい市民たちは足を止めてしまい、なかなか民会に人が集まらなかつたために考え出された手段である。民会議場の周囲はゲラと呼ばれる一種のついたてでぐるりと囲まれ、入場口以外から民会参加資格のない者がこつそり忍び込むのを防止した。

いよいよ開会当日。民会は日の出とともに始まる。人々はまだ暗いうちからプニユクスの丘に集まつてくる。遠方からの参加者は泊まりがけになつたことだろう。

当局は、民会に多くの市民を参加させるため、あれこれ知恵をしぼつたらしい。露店を撤去させるという方法もその一つだが、もつとも効果があつたと思われる方法は、民会に参加するともらえる民会手当の導入である。前四〇三／二年直後に導入された民会手当は、当初一オボロスというわずかな額だつたが、やがて二オボロス、三オボロスと引き上げられ、アリストテレスの時代（前四世紀後半）には通常の民会で

一ドーラクマ、主要民会で一ドーラクマ半が支給された。これによつて参加者の数はかなり増加したらしい。

それでも市民のなかには、アゴラでおしゃべりをしながら、いつまでもぐずぐずと民会に上つて行かぬ連中も多かつたらしい。民会手当が導入される以前の時代であればなおさらだつた。アゴラからプニユクスの丘までの登り坂はけつこう高低差があり、実際に歩いてみればわかるが、なかなかしんどいものだ。だから市民たちは、ついいつまでもアゴラで油を売つてしまうのである。

そのような人々を民会に強制的に集めるため当局が編み出した方法というのが、なにやらこつけいなのだ。すなわち、二人の弓兵が長い一本のロープのはじをそれぞれもち、横に張られたそのロープで、あたかも家畜の群れを追うごとく人々を民会議場まで追い立てたのである。ロープには赤い泥が塗つてあり、着物にこの泥がついた市民は罰金を払わねばならなかつたという。「連中はアゴラでペちゃくちやおしゃべりしながら、赤い泥を塗つたロープをよけようと、坂を上つたり下りたりして逃げ回つてゐるありさまだ」（アリストフアネス『アカルナイの人々』二一一二二行）といふ喜劇のせりふは、民会の朝のアゴラでの大騒ぎの様子を物語る。ただし、民会手当が導入されて人々が民会議場に押しかけるようになると、この赤い泥つきのロープはむ

しろ入場制限のために用いられたらしい。

さて市民たちは議場に入ると、思い思いの場所に席を占める。入場口には係員がいて、民会参加資格のない者が入場しないか目を光らせている。公民権のない者が民会に入り、発言したりすると告発の対象となり、罰金刑か死刑に処せられるのである。座席はとくに定まつたものではなく、前五世紀には地面に直接（おそらくクッショング）のようなものを持参したのだろう）、前四世紀には木のベンチに腰をかけて、民衆は開会を待つた。

おもしろいのは、市民たちが議場に食べ物や飲み物をもち込んでいたことである。「めいめいが革袋のなかに、ワインといつしょに食べようと、乾いた一個のパン、玉ねぎ二つ、オリーブの実を三粒もつて（民会に）やつて来た」（アリストファネス『女の議会』三〇六一三〇八行）と同時代の喜劇は伝える。会議は早朝から始まり、たいてい正午までに終わつたが、それでもとくに夏場、ギリシアの灼熱の太陽の下、さえぎるもののない露天で半日を過ごすには、軽食や水分の補給が欠かせなかつたのだろう。演壇で議論が白熱している一方で、議場のあちこちでは弁当を広げる姿が見られたわけである。

そういうするうち議長団^{トクダ}が着席する。そのほか、すべての関係文書を読み上げる民

会の書記、議事録をつける評議会の書記、議長の指示で議場の警備にあたる三〇〇人の弓兵が所定の部署につく。

ちなみにこの弓兵^{トクダ}は、今日で言えば警察官にもつとも近い存在であるが、興味深いのは、少なくとも前五世紀後半にあつては彼らがみな国有奴隸であつたということである。したがつて、警察に独立した権力が発生することは不可能であつた。近代国家とことなり、民主政アテネの警察権力はごく微弱なものであつた。警察ではなく一般市民自身による治安維持に、信頼が寄せられていたのである。弓兵は主として弓の技に秀でたスキタイ人奴隸なるもので、民会だけではなく、裁判所や祭典においても警備の任務にあたつた。

議場でもつとも目立つ役目が伝令である。民会の伝令は声の大きい人物を民会が選挙して選ぶ。彼は議長の指示に従つて開会・閉会を宣言し、議題を一つ一つ読み上げ、議場から発言を要請し、また静肅を求める。肉声に頼るしかなかつたこの時代、拡声器の役割を果たしたのがこの伝令だつた。

役職者のめんめんが着席すると、開会に先立つて一種の宗教儀礼が行なわれる。まず係の者によつて若い豚が殺され、その血が議場の周囲にまかれる。淨^{きよ}めの儀式である。血が散布された内部の空間は聖別されたものと考えられ、伝令は「まえのほうに

進んで下さい、お淨めされた地面のなかに入るよう」と聴衆に要請する。ついで伝令は、祈りと呪いを読み上げる。民会の議事が神慮に従つて、アテネとその市民の最善のために行なわれますように。民主政に反逆を企てる者、賄賂を取つて発言を行なう者などには、神々から永劫の罰が下りますように。そうでない者には多くの祝福が与えられますように、という祈りである。しかるのちに犠牲獸が捧げられる。

科学的・合理的思考を得意としたと言われるギリシア人だが、現実にはじつに信心深い人々であつたことも確かだ。彼らは、民会の議事とは神聖なる行為であり、つねに神々が見守るなかで行なわれるものであると信じていた。政教分離という発想は存在しない。事実、祭祀や祭典などの神事も、民会の重要な議題であつた。

歓呼と野次

これらの準備が終わつたのちに、ようやく議事が始まる。議事進行の原則はじつに単純明瞭であつた。まず伝令が議題を読み上げる。場合によつてはこれに評議会提案がともなうばあいもある。それらについて議場からの発言が求められる。発言・提案はどの市民にも許される。アリストファネスの喜劇は、この様子をつぎのように描く。

(発言者) もうだれか発言したのかな。

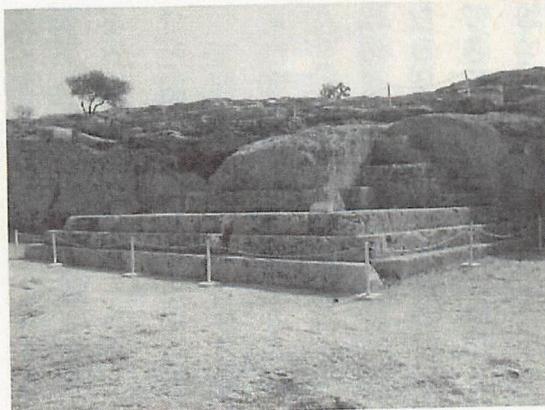
(伝令、大きな声で) だれか発言したい人はいませんか?

(発言者) 私だあ!

(伝令) だれですか?

(発言者) アンフィテオスだよ。

(『アカルナイの人々』四五—四六行)



民会議場跡の演壇

ここから議論が始まる。議論といつても、原則的には同じ議題について何人の発言者（動議提案者）が、いかがわたりたちかわり演壇に上がつて自分の意見を述べるにすぎない。いわば「モノローグの連続」である。発言者どうしが差し向かいで討論するということはない。演説時間や発言者数に制限はなかつたが、動議提案者は提案をあらかじめ書面で議長に提出しなければならなかつた。いくつもの提

案が動議されたあとで、民衆はどの提案を最善と思うかについて多数決で採決を行なう。可決された提案は民会決議として成立する。これが基本的な手続である。

かといって、フロアがいつもしんと静まりかえっていたわけではない。聴衆の間では私語というやり方でつねに意見交換が可能であつたし、また彼らは歓呼と野次によつて発言者にはつきりと意思表示を行なつた。演説は、喝采の声や抗議の怒号、ときには嘲笑によつて、しばしば中断した。賛否双方の声が同時にわき上がることもあつたし、また、いわば「サクラ」によつてあらかじめしくまれた歓呼や野次もあつた。政治家はつねにいく人かの同志と政治グループを組んで行動したから、彼らは自分たちのリーダーが登壇すると歓声を上げ、敵対する政治家には口汚く野次を飛ばしたものである。ときには、聴衆から発言者に対してコメントや質問が発せられ、両者の間に短い対話が成立することもあつた。原則は別として、実際の議場は白熱したエネルギーに満ちあふれたものだつたようである。

にもかかわらず、出席者が興奮するあまり「乱闘民会」になつたという例が、一度も史料に現れないのは注目すべきことだ。どれほど民衆が激昂しても、暴力に訴えることだけは、けつしてしなかつたようだ。ちなみに民会では武器の携帯も許されていない。民会とはあくまで言論を闘わせる場であることを市民はよく意識していたし、

「神々が民会を見守つておられる」という宗教的抑制も作用したのだろう。のみならず、議場の秩序維持にはつぎに述べるような格別の努力が払われていたようである。ソクラテスの弟子とされるクセノフォンが、あるエピソードを語つてゐる。哲学者プラトンにグラウコンという兄弟がいた。彼はまだ二〇歳にもならぬのに、国家の指導者になろうと熱望して、民会で発言しようと何度も試みては、演壇から引きずり下ろされて嘲笑の的となつてゐた。だが、親族友人のだれ一人として彼の愚行をやめさせることができなかつた、という話である。民会で発言するにはまだ一人前の年齢とは見なされなかつたり、あるいはあまりにくだらない演説をしたりする者は、伝令の指示によつて、このように演壇のわきに控えている警備の弓兵に引き下ろされたのである。そうでもしないと、議場は聴衆から上がる「降りろ！ 降りろ！」の罵声で收拾がつかなくなるからだ。

演説が中断するのは、歓呼や野次によつてだけではない。さきほど触れたギリシア人の敬虔さと関係するが、会議中に雨が降りだすと、民衆はあわてて民会を解散した。雨や雷は神々の父ゼウスのはからいによるものとされたから、天候の急変は神の警告ないし怒りと解釈されたのである。喜劇にも民会出席者のこういうせりふがある。「そらきた、ゼウスのお告げだぞ。雨粒が落ちてきやがつた」（アリストファネス

『アカルナイの人々』一七〇一一七一行)。また現実にも、地震によつて民会が延期されたという例がある。

採決

議論が出つくしたところで採決に入る。特別な場合は投票具を用いて、前述のとおり無記名秘密投票が行なわれたが、通常の採決は挙手による。単純に挙手数のもつとも多かつた提案が可決されるのである。問題は、挙手の多少をどのように判断したのか、そもそも挙手票を厳密に計数したのかということである。ハンセンによれば、一回の民会では二五回以上も採決が行なわれたと思われ、数千人もの挙手をそれだけの回数、厳密に数えていたら、採決だけで六時間以上もかかる計算になり、したがつて挙手の正確な計数は事実上不可能であるという。

ではどのように採決は行なわれたか。ハンセンの推理はきわめてユニークだ。彼はアテネの民会にもつともよく類似するものとして、スイスのカントン(州)で一三世紀以来現在まで続けられている全体集会、ランズゲマインデに注目する。彼自身実際に何度かランズゲマインデを見学し、そこでのやり方からアテネの民会での採決方法を類推するのである。結論として彼は、スイスで通常行なわれているのと同様、アテ

ネでも挙手は厳密には計数されず、議長団がざつと見渡した概算で多数を判定したと考える。この方法ならば一回の採決に一分ほどしかからないそうだ。事実、民会決議についてはいかなる史料も多数決の具体的な得票数を伝えていないから、この推理には説得力がある。

採決された民会決議のあるものは碑文に刻まれ、アクロポリスなど公の場に公示される。現存するもので顕彰決議碑文の数がやたら多いのは、この種の決議が碑文に残されることが多かつたからである。

考古学の成果により、現在おびただしい数の民会決議碑文が発見・調査され、碑文学者の手によつてテキストを復元されて、そのほとんどは公刊史料として手に取ることができる。民会決議とは、前五世紀なかばの碑文を例にとれば、つぎのようなスタイルである。

神々よ。評議会と民会は以下のとおり決議した。オイネイス部族が当番評議員を務め、スプディアスが書記を務め、：(欠)：オンが議長を務めた。クレイニアスがつぎのように動議した。

評議会、同盟諸国に駐在するアテネの役人および巡回監督官は、同盟貢租が毎年

徴収されてアテネに発送されるよう手配すべし。同盟諸国には証明用印を作り、貢租を納める者たちが不正を行なわないようにせよ。同盟国はみずからが納める貢租の目録を記録板に書き記したうえで、その印章によつて封印し、アテネに発送すべし。貢租を納めにアテネに来た者たちは、貢租を納めるときにはそのつど評議会にてその記録板を差し出し、読み上げてもらうこと。

当番評議員はディオニュシア祭直後に民会を招集し、そこで同盟財務官は、同盟諸国のうちで貢租を完済したものと滞納しているものとを、別々にもれなくアテネ市民に公告すべし。アテネ市民は四名の者を選出して同盟諸国に派遣し、納められた貢租については領収書を発行し、まだ納められていない貢租については滞納している諸国に請求せよ。（中略）

もしアテネ市民であれ同盟市民であれ、同盟諸国が貢租運上者のために記録板に書き記してアテネへ発送させねばならぬ貢租について、不正を行なつた者があれば、アテネ市民および同盟市民のうち希望する者は、不正行為者を当番評議員のもとに公訴をもつて告発しうるべきこと。当番評議員は提起された公訴を評議会に提出すべし。もしそれを怠つた場合は取締の罪により各々一万达ラクマの罰金に処せらるべし。評議会が被告に有罪の評決を下しても、評議会には被告に刑を科す権限

はなく、ただちにこれを民衆裁判所に送るべし。その際当番評議員は被告に罪ありと判断した場合、何であれ適当と思われる刑罰について原案を作成すべきこと。

（後略）

『ギリシア碑文集成』一巻三版三四

これは前四四七年（もしくは前四二二五／四年）に同盟貢租取り立てをより厳しくするよう命じた民会決議で、貢租運上についての不正行為はアテネの民衆裁判所で裁かれることなどをこまかく指示している。アテネの帝国主義的支配を鮮明に印象づける内容の決議だ。前五世紀の民会決議には、このようにデロス同盟支配にかかるものがひときわ多い。

さて、議事はおおむね午前中で終わる。例外的に日暮れまで行なわれる場合もあつたが、暗くなると挙手が判定しづらくなるため、議長の判断で中断、延期される。閉会は伝令が宣言し、市民たちは民会手当を受け取ると、それぞれ家路をたどりその日の残りの時間を労働にあてたか、あるいは政論の続きをしにアゴラに下りて行つたことだろう。民会の一日は、こうして暮れてゆく。

民会への参加程度

ところで、このような民会に市民たちが実際どの程度熱心に出席したのかという問題については、これを疑わしいとして消極的な評価をする研究者が従来から多かつた。全員参加とはあくまで「たてまえ」であつて、直接民主政の理想と現実との間には深い溝が横たわっていた、というのがその趣旨である。

その際よくもち出されるのが、地理的な条件である。アテネは他のポリスに比べて例外的に国土が広く、人口も多い。日本でいえば神奈川県全体を上回る領域に、最盛期でおよそ四万～五万人の成年男子市民が住んでいた。市域の民会議場から四〇キロメートルも離れた集落もある。徒步ならまる一日の行程だ。その広い地域から市民がまんべんなく年に四〇回も民会に集まれただろうか、という疑問がしばしば提起されるのである。

しかしながらハンセンは、これにつぎのように反論する。たしかに辺地の市民が毎回民会に出席することは困難である。しかし前五世紀から前四世紀へと時代が下るにつれて、アテネ市民は本籍区を離れて市域に移住する傾向があり、実際にはかなりの割合の市民が市街地ないしその近辺に居住していたと見るべきで、ゆえに彼らにとつて民会出席は容易であつたはずである。乗り物に慣れてしまつた現代人には到底無理なことであつても、一九世紀以前の人間はたとえば週に六日、一六キロメートルほどの道を徒步で毎日往復して仕事に通うことなどあたりまえであつた。ましてや政治参加こそ生きがいだつた古代のポリス市民にとつて、数時間の道のりを往復して民会に通うことは、さほど苦痛ではなかつただろう、という。それに、辺地に住んでいる農民だからといって、市域のできごとに無縁ではいられない。食糧が自給できぬアテネでは、農民もワインやオリーブを穀物に換えるため頻繁にアゴラに足を運んでいたから、民会への出席も容易であつたはずだ。要するに、これまで考えられてきた以上に、アテネ市民の民会出席率は高かつたと推定されるのである。

評議会

さて民会が昼ごろに終わると、午後はアゴラで評議会が開かれる。われわれも市民たちといつしょに、坂道を下つてアゴラに足を向けてみよう。

アゴラは、民主政の舞台装置の回転軸と言つてもよい空間で、評議会・民衆裁判所・各種役人の詰め所などの公共建築物が集中し、同時にマーケットとしても機能していた。一九三一年以降アメリカ古典学会が行なつた組織的な発掘調査によつて、それまで住宅地の下に埋もれていたアゴラの遺跡は日の目を見ることとなつた。一見瓦

礎だらけに見えるこの広場は、そのゆえかアクロポリスほどには観光客を集めていないようであるが、その発掘は民主政史研究上このうえなく重要な発見をいくつももらした。ソクラテスが毒杯をあおって死んだ監獄の跡もこの近辺に見つかった。

ソクラテスといえば、アゴラの遺跡を歩くと、さまざまな場所で彼の姿に出会う。広場の西側、ヘファイストス神殿が建つ丘のふもの評議会議場の跡もその一つだ。彼が評議員を務めた前四〇六／五年には、質素な服を身にまとつたはげ頭のソクラ特斯を、人々はこの近辺で何度も見かけたことであろう。

評議会議場は新旧二つの建物があり、東西に相接して並んでいた。どちらも一辺が二〇メートル前後の方形で、テニスコート二面ほどの広さだ。残念ながらいまはわずかに礎石しか残っていない。

評議会はクレイステネスの改革で創設された機関で、さきに見たとおり民会への議案先議・議題提出を担当するのみならず、行政の最高機関として強大かつ広範な権限を握つた。財政業務全般を監督し、国家の収入と支出を一元管理し、軍船の建造や管理、公共建築の監督・監査をも担当した。アクロポリス再建事業でも、評議会が大きな権限を振るつたことは前章に見たとおりである。行政権のみならず、評議会は主として金銭を扱う役人の不正行為に対して、一定の罰金を科す裁判権までも保持している。

た。民会が年四〇回開かれたのに対しても、評議会は祭日と凶兆のあつた日をのぞけば毎日開かれていたから、実質的な政府当局と呼べるだろう。

評議員は、三〇歳以上の市民から各部族につき五〇人ずつ抽選によつて選ばれる。任期は一年で、二期以上連続して就任はできない。ただし、生涯に二度までは評議員になることが可能であつた。抽選に際しては、一種の比例代表制が採用されている。市民たちは（現住地がどこであるかにかかわらず）それぞれ先祖伝来の本籍区に所属しているが、各区はその人口の大きさに比例して評議員の議席数を割りあてられたのである。単独で一人以上も評議員を出す大きな区もあれば、いくつか集まつてようやく一人を出す小さな区もあつた。ただし、近代的な意味での代議制という理念によつて評議会が運営されていたかどうかは疑問である。

なお、民主政期アテネの部族とは、その名に反していわゆる部族制とは無縁の組織である。クレイステネスの改革の際に、アッティカ全土は海岸地域・市域・内陸地域の三つに分かたれ、それぞれの地域がさらに一〇等分された。このように分割された小さな単位をトリッテュスと呼ぶ。そのトリッテュスを三地域からそれぞれ一つずつ選び出し、その三つを組みあわせたものを一つの部族とした。擬制的血縁原理によるそれまでの四部族制にかわつて、合計一〇の新しい部族が、このようにじつに人為的

な原理によつてでき上がつたのである。だから各部族は血縁集団でないのはもとより、三つの別々の地域の人々が組みあわされたものだから、厳密な意味では地縁集団とも言えぬ、抽象的な原理で作られた結社体であつた。部族は評議員や役人の選出母体であつたが、このような理由で、特定の地域や血族の利益代表集団にはなりえなかつたのである。

では評議会がすべての社会階層から公平に構成されていたかというと、そうでもないらしい。民会への出席とちがつて、一年間ほぼ毎日評議会に通うための時間的・経済的余裕に恵まれていたのは、やはりある程度富裕な人々に限られていたのだ。今日名前のわかっている評議員たちが、どのような出自の人々であつたかを調べたローズの研究によれば、そのかなりの割合を富裕者が占めているという。

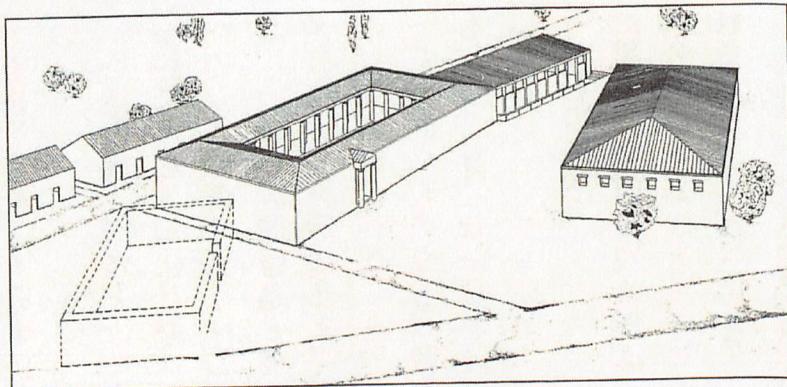
評議員ソクラテス

ソクラテスが貧乏学者であつたことはよく知られている。美麗な身なりの評議員が多いなかで、彼のみすぼらしい姿は評議会議場でひときわ目を引いたにちがいない。しかし、彼の生家の所得等級はけつして最下級ではない。一般にアテネ市民の所得等級は、ソロンの改革以来、上から五百石級、騎士級、重装歩兵級、労務者級の四等級に分かれており、それぞれに応じて就任できる役職が限られ、軍務の種類もおのずとことなつていた。労務者級は民会に出席できるが役人や評議員には選ばれないのが（空文だが）原則だつた。ソクラテスは何度か歩兵として出征したことがあるが、重装歩兵の武具を自弁できるのは重装歩兵級以上の市民に限られる。だから、彼の家計の実状は別にして、家の格は重装歩兵級以上に登録されていたと考えられ、当然評議員に選ばれる資格も有していたのだ。



トロス跡

さて評議会議場の南に接して、きれいな円形の基壇が残つている。トロス（円形堂）という建物の跡で、前述の当番評議員たちが常駐していた場所である。彼らのうち三分の一は自分たちが当番にあたつてゐる一ヵ月あまりの間、つねにここに詰めていくくてはいけない。そのなかからは一人の当番評議員筆頭が選ばれ、神殿・国庫の鍵、国家の印章を保管する。彼らは評議会や民会の議題の準備をし、民会・評議会を招集し、外国の使節の応対や緊急事態の通報の受けつけなどを担当した。評議会という中



民众裁判所復元図（前325年ごろ）

とは別に、アゴラの北東部からも、前四世紀なかばに建てられた計四棟からなる法廷複合施設と思われる遺跡が見つかっている。アリストテレスの時代には、この施設が民众裁判所として機能していたらしい（図参照）。

アテネの訴訟は、公法上の訴訟と私法上の訴訟の二種類に区分される。前者は国家共同の利害が問題になる事件を、後者は訴訟当事者の私的な利害が問題になる事件を、それぞれ扱う。たいへん大ざつぱに言えば、ほぼ今日の刑事訴訟と民事訴訟に該当すると思えばよい。ただし、たとえば前述のように殺人事件は私法上の訴訟で裁かれるなど、現代とのずれも無視できない。公法上の訴訟においては、その意志のある市民であればだれでもが、市民団の利益を損なう犯罪行為を告発し、かつ法廷で訴追する権利を有していた。これがいわゆる民众訴追主義である。たとえば政府高官

央政府の、さらに中枢機関として働いた重要な常置委員会である。それだけに市民たちは彼らに強大な権限が集中するのを恐れ、これを一ヶ月おきに交替させたし、当番評議員筆頭の任期に至つては、たった一昼夜だけであつた。ソクラテスも当然当番期間中はここに詰めたことがあつただろうし、その間に民会が開かれれば議長団の一員としてピュクスの丘にも上つて行つたのである。

民众裁判所

そのソクラテスを裁いたのが、民众裁判所である。さきに述べたように民会や評議会もときには一定の裁判権行使するし、殺人などの事件はアレオパゴス評議会が扱っていた。しかもつとも重要な司法機関といえば、大多数の訴訟の最終審を担当したこの民众裁判所である。

アゴラには裁判所の遺構と思われるものがいくつか発見されているが、残念ながらソクラテス裁判の法廷であると確証をもつて言えるのがどこなのか、さだかではない。アゴラの南西隅からは、矩形周壁と呼ばれる、石壁で囲まれた屋根のない四角形の構造物が発掘されており、一五〇〇人以上を収容できる規模や位置関係から、これが一般には民众裁判所跡として紹介される。前六世紀前半の建築らしいという。これ

の不正行為を、一般市民が訴訟をもつて弾劾する機会は、いくえにも保障されていたのだ。

法廷では、告発を行なつた市民がみずから法廷に立つて検事の役割を果たした。検察官にあたる司法官僚は原則として存在しない。同様に、被告の弁護人は原則としてその友人縁者に限られていた。金銭を目的に今日の弁護士のような仕事を行なうことは、一種の収賄行為と見なされ、少なくとも法的には禁じられていた。ただし、告発側にせよ弁護側にせよ、当事者が法廷弁論の代作をその専門職に依頼することも普通に行なわれていた。

裁く側においても、徹底したアマチュアリズムが貫かれていた。原則として裁く側も、ごく普通の一般市民から成り立つていた。

裁判の手続き

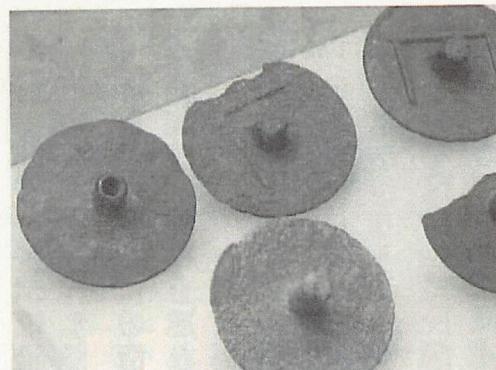
民衆裁判所での裁判は、どのような手続きに従つたのだろうか。

公私訴訟はまず事件の性質によつて定まつてゐる各種の担当役人のもとに提起される。たとえばソクラテスが前三九九年に告発されたときの罪状は、不敬神の罪であつたが、この種の訴訟は九人のアルコンの一人であるバシレウスという役人が訴状を

受けつける。役人はこれを予審して民衆裁判所に回付し、同時にみずからが法廷での審理を主宰する。主宰といつても審理の司会進行にすぎない。当事者・証人の呼び入れ、関係法文の読み上げその他の法廷雑務を指示するだけで、役人みずからは一切裁判権を行使しない。実際に審理を行ない有罪・無罪の評決を下すのは、^{ディカストイ}裁判員に限られた。

裁判員は、前五世紀においては一般市民から抽選で選ばれて定員六〇〇〇人、任期は一年であつたが、前四世紀に入ると市民はだれでも希望すれば終身の裁判員になれた。六〇〇〇人全員が一つの訴訟を審判するという例はめつたにない。公法上の訴訟は裁判員五〇一人、私法上のそれは二〇一人が一つの単位として小法廷を組織し、各法廷が別々に事件の審理にあつた。國家の存立にかかるような重大事件であれば、複数の法廷を組みあわせて合同法廷を組織し、より大人数で審理する。たとえば公法上の訴訟では、一〇〇〇人、一五〇〇人、二五〇〇人の裁判員が審理にあつた実例がある。

裁判員が入廷すると、担当の役人の司会進行によつて原告・被告双方が呼び入れられ、それぞれの弁論が始まる。弁論の時間は訴訟の性質によつて規定されており、^{クロブシュドラ}水時計によつて計測される。

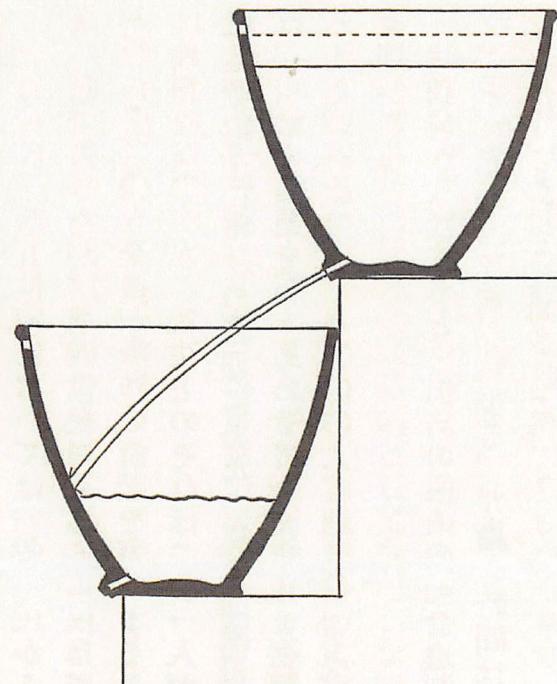


法廷で用いられた青銅製投票具。軸が中空のものは有罪、つまつたものは無罪を表す

は、もつとも重大な係争事件の場合で、第一弁論に一〇クス、第二弁論に三クスが各当事者に許されたというから、それぞれ三〇分と九分という計算になる。ソクラテス裁判は公法上の訴訟であつたから、弁論時間はもつと長かつたはずだ。

双方の弁論が終わつたあとで、裁判員は投票具を用いた無記名秘密投票で判決を下す。票が同数の場合は被告無罪となる。有罪の評決後に刑を定める必要がある場合には、原告・被告双方が申し出る量刑のうち、いずれかをやはり投票で選ぶのである。

ソクラテスが自分の受けるべき報いとして、刑罰ではなく国家による食事の供与を申し出て裁判員の憤激を買つたのは、このときのことだ。ただし彼はそう言つたあと、よせばいいのに「いつしょに法廷に来ているプラトンら弟子たちが懇願するので」とわざわざ断つたうえで、いかにも気乗りがしないといつたふうに前言を撤回して罰金刑を申し出たのである（プラトン『ソクラテスの弁明』三六B—三八B）。だが、これはむしろ火に油を注ぐ結果となつた。



法廷用水時計。断面図

この水時計の実物が、一九三三年、アゴラ南西部の古代の井戸の中から発見された。前五世紀末のものと考えられている。原理は一種の漏刻である。平底広口のバケツのような変哲もない素焼きの陶器であるが、底に青銅製の流水口がついており、そこから一定量の水を流すことで時間を計測するというしかけである。興味深いのは、径九ミリほどの小さい穴が上縁部にあいており、水を満たすときに余分な水がそこから流れ出て、水量がつねに厳密に一定に調整されるようになつていていることである。原告・被告双方のもち時間に少しでも不公平がないようにするための配慮である。「平等」の精神は、民主政を支える大事な原則の一つだつたのだ。試みに複製を作つて実験してみたところ、二クス（約六・四リットル）の水を入れて約六分かかつたという。ちなみに私法上の訴訟で

年のアゴラ南西部の古代の井戸の中から発見された。前五世紀末のものと考えられている。原理は

一種の漏刻である。平底広口のバケツのような変哲もない素焼きの陶器であるが、底に青銅製の流水口がついており、そこから一定量の水を流すことによって時間を計測する

というしかけである。興味深いのは、径九ミリほどの小さい穴が上縁部にあいており、水を満たすときに余分な水がそこから流れ出て、水量がつねに厳密に一定に調整されるようになつていていることである。原告・被告双方のもち時間に少しでも不公平がないようにするための配慮である。「平等」の精神は、民主政を支える大事な原則の一つだつたのだ。試みに複製を作つて実験してみたところ、二クス（約六・四リットル）の水を入れて約六分かかつたという。ちなみに私法上の訴訟で

この当時、被告が情状酌量を嘆願するため、被告席に自分の幼い子供を連れてきて泣かせてみせるという、やぶれかぶれな泣き落とし戦術もよく用いられたらしい。そのようにして裁判員の情けにすがるどころか、頑として自分の非を認めぬソクラテスに、裁判員は神経を逆なでされたのだろう。

裁判員たちのプロフィル

民衆裁判所に集まる裁判員たちは、どのような人々だったのだろうか。

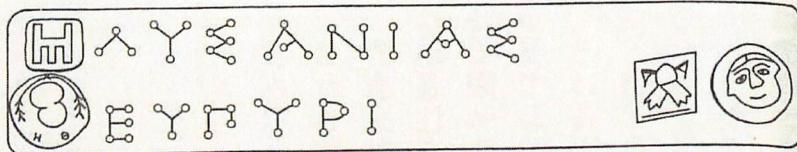
その手がかりとなる重要な遺物が、裁判員の身分を表す青銅製の名札ピナキオンである。彼らはこれを携帯して民衆裁判所に行き、入場証として示し、また法廷編成の際の抽選に用いたのである。現在、断片もあわせて百数十個が見つかっている。長さ一一センチ、幅二センチほどの名札には、裁判員の名前と本籍区、裁判員証印、フクロウをかたどつた国章などが刻まれている。

この名札に刻まれた人名を一つ一つたんねんに身元調査してゆけば、裁判員たちの出身階層がわかるはずだ。J・H・クロールという研究者がこの問題に取り組んだ（一九七二年）。その結果わかつたのは、名札に記された裁判員のじつに三分の二ほどが下層市民であり、残りがある程度以上の財産と地位をもつた中・上流市民であつた

ことだ。これは当時のアテネ市民団の社会構成をかなり正確に反映していると彼は言う（ただし、裁判員の社会構成および価値観については研究者の間で意見の相違がある）。

もつと注目されるのは、名札の出土地である。欠けのない完全な状態の名札は、わずかの例外をのぞき、すべて持ち主の墓から副葬品として出土する。それも富裕者が多く葬られるケラメイコス区域の墓地からは一枚も発見されず、下町ペイライエウスの北部にあつた下層民の共同墓地から大量に見つかるのである。このことは、彼ら一般庶民が生前にこの名札を大切にもち歩いていたこと、ひいては裁判員として民主政に参加していることを、何より誇らしく思っていたことをよく物語る。副葬品は死者の生前における価値観を正面に反映するものだ。他方、富裕者の墓から見つからないのは、彼らがあまり熱心な民主政支持者ではなかつたか、そんなものよりもつと豪華な副葬品を望んだからであろう。

ソクラテスやプラトンにとつて民衆裁判は軽侮ないし敵視の対象でしかなかつたのだろうが、裁判員の過半数を占める庶民にとつ



裁判員名札（ピナキオン）。模写。P・J・ローズ（1981）による。
「エウピュリダイ区のリュサニアス」と名前が刻まれている

て、そこに参加することは、民主政を支える市民の生きがいであり、矜持であつたのだ。

2 公職者の責任

役人たち

これら民主的諸機関の下で行政の実務にあたるのが、^{アルカイ}役人である。

貴族政以来の高位の役人である九人のアルコンは、民主政の世の中になると実質的な重要性を失う。彼らはある種の訴訟の受けつけと予審、および宗教行事の監督などごく限られた業務を担当するにすぎない。かわつて国家の枢要の地位についたのが将軍職である。いく種類かの財務官職も、これについて重要な役職である。

上は將軍・財務官から下は汚物の処理や行き倒れの死体取り片づけを監督する者まで、アテネ民主政最盛期には国内だけで七〇〇人にものぼる役人が働いていたと伝えられる（伝アリストテレス『アテナイ人の国制』二四章三節）。これは民主化の進展によつて、行政の分野にも市民が参加する機会が増えた結果だと言えるだろう。もとはアルコンにしか許されていなかつた役人の統治権が、しだいに細分化され、これだけ

けの数の市民たちに分け与えられるようになつたのである。

アテネ民主政における役人は、われわれの想像する「官僚」という概念からはおよそほど遠い存在だつた。まず、將軍や財務官など選挙で選ばれる少数の役職をのぞけば、役人はすべて抽選によつて選ばれる。その任期は原則として一年、再任・重任は許されず、またどんな職務でも複数（たいてい一〇名）からなる同僚団が担当した。たとえば興味深いことに、アテネ民主政には一人の元首、つまり國家の代表者にあたる役職が存在しない。たしかに貴族政の昔には筆頭アルコンがそれに相当する役職だつたし、「だれだれがアルコンだつた年」というやり方である年を記憶する紀年法は、民主政時代になつても残つたが、彼はいかなる意味でも国家元首とは言えない。國賓との応接などさしあたつて國を代表する行為は、毎月の当番評議員がこれにあつたのである。

一人の役人が握る権限を極小まで細分化してしまおう、というのがそのねらいであつた。そこには、同一の人物に長期間にわたつて強大な権力が集中することを妨害しようとする、強固な意図の作用を感じ取ることができる。科挙や公務員試験のたぐいで採用された行政のエキスパートが、それを職業として数十年もの間支配の実務を担当するという方式を、アテネ市民は選ばなかつた。それはからず腐敗と専横を生む

橋場 弦（はしば ゆづる）

1961年、札幌市生まれ。東京大学文学部卒業。同大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学。博士（文学）。現在、東京大学大学院人文社会系研究科教授。主な著書に『アテナイ公職者弾劾制度の研究』『賄賂とアテナイ民主政』『西洋古代史研究入門』（共著）ほかがある。



みんしゅしうぎ げんりゆう 民主主義の源流 こだいじつけん 古代アテネの実験 はしば ゆづる 橋場弦

定価はカバーに表示してあります。

2016年1月8日 第1刷発行
2019年9月9日 第2刷発行

発行者 渡瀬昌彦

発行所 株式会社講談社

東京都文京区音羽2-12-21 〒112-8001

電話 編集 (03) 5395-3512

販売 (03) 5395-4415

業務 (03) 5395-3615

装 帧 蟹江征治

印 刷 株式会社廣済堂

製 本 株式会社国宝社

本文データ制作 講談社デジタル製作

© Yuzuru Hashiba 2016 Printed in Japan

落丁本・乱丁本は、購入書店名を明記のうえ、小社業務宛にお送りください。送料小社負担にてお取替えします。なお、この本についてのお問い合わせは「学術文庫」宛にお願いいたします。

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上の例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することはたとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。団体日本複製権センター委託出版物)

ISBN978-4-06-292345-3

本書は、東京大学出版会より一九九七年に刊行された『丘のうえの民主政——古代アテネの実験』を改題して文庫化したものです。